

## 令和7年4月以降、「フリーランス法」の施行を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係の見直しを進めます

令和6年11月1日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行される予定です。この法律の趣旨※を踏まえ、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを進めます。

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造になっていません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。当センターでは令和7年4月以降、発注者様の理解を得ながら契約方法の見直しを進めます。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

### ■ 見直しのイメージ

図1

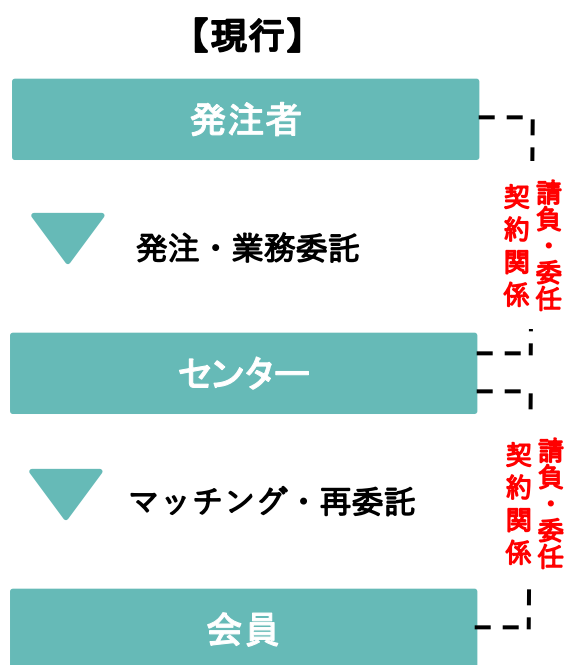
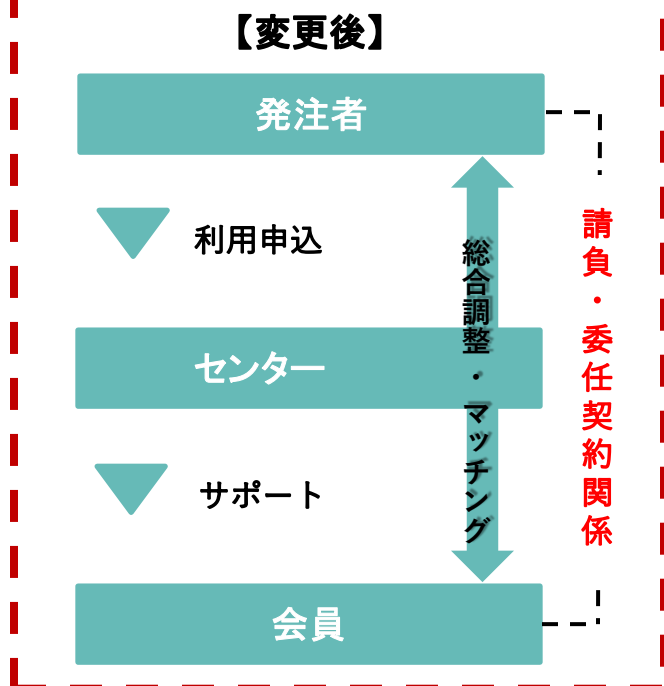


図2



### ※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

## 1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

なお、一部の契約については令和7年4月以降も従来の契約方法のままの場合もあります。

## 2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。また、事前に当センターホームページから「会員業務就業規約」をご確認ください（「就業＝規約への合意」とさせていただきます。）。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を明示します。また、従来の契約方法の場合は「就業条件明示書」を明示します。

## 3 「会員業務仕様書」等の明示について

会員への「会員業務仕様書」及び「就業条件明示書」の明示について、原則として郵送はいたしません。そのため、センターでは、「会員業務仕様書」等の内容をスマートフォンやパソコンで会員が自ら確認できるよう、全会員にインターネットサービス「Smile to Smile」のID及びパスワードを配布しております。ご自分のID及びパスワードが不明な方は事務局にご連絡ください。また、「会員業務仕様書」等の書面での受け取りを希望される方は、事前にご連絡の上、センターへ来所くださいますようお願いいたします。

## 4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。